

# 法科大学院を対象とした組織レベルでの教育支援システムの導入<sup>†</sup>

富崎おり江<sup>\*1</sup>名古屋大学大学院法学研究科<sup>\*1</sup>

名古屋大学法科大学院では効率的で質を維持した教育を行うため、ICTを活用した法学教育を取り入れることにした。

法学教育支援システムの導入を決定した際に、大多数の教員や学生が行う標準的な使い方やそのためのガイドラインなしには組織単位での利用は望めないと予想した。本稿では法学教育支援システムを法科大学院という組織レベルで導入するため、①システムの運用ポリシーを決める、②利用者へのアナウンスを徹底する、③利用環境を整える、という3つのポイントを提案する。導入への取り組みの中で浮上した検討事項および実際に導入したシラバスシステム、講義収録システム、法的知識理解度確認システムの利用状況について示す。

キーワード：法科大学院，法学教育，教育支援，教育環境，組織

## 1. はじめに

法科大学院とは、実務法曹つまり裁判官、検察官、弁護士の養成を目的とする専門職大学院の一つであり2004年4月から設置された。法学をまったく学んだことの無い者も入学可能である。修業年限は、3年コースと2年コースがあり、法律についての知識がある一定のレベル以上でないと2年コースに入ることができない。法科大学院を修了すると、新司法試験の受験資格と法務博士（専門職）の学位を取得できる。

先に述べたように法科大学院に入学してくる学生の中には法律をはじめて学ぶ学生もいる中で、修業期間の3年ないし、2年の限られた期間内に法律に関する知識を修得させ、質の高い専門家を大量に育成することが求められている。そこで、名古屋大学法科大学院では、効率よく質の高い法学教育を行うためにICTを利用した教育を行うことにした。

法科大学院での事例から教育支援システムを組織レベルで導入するために必要な要件を整理した。名古屋大学法科大学院の事例から、組織レベルでの教育シ

ステムの導入に必要なポイントの提案を本稿の目的とする。

## 2. 組織レベルでのICT導入に必要な要件

法科大学院教育においては、限られた期間内に双方向的又は多方向的な密度の高い教育が求められている。この要求に対応するため、シラバスシステム、講義収録システム、法的知識理解度確認システムといったICTを導入することを決定した。しかし、法科大学院という組織レベルで運用できなければ実効性を持たせることはできない。名古屋大学法科大学院の組織を説明すると、2011年度は専任教員42名、教育連携教員および弁護士などの教育支援者63名、事務スタッフ2名、学生216名である。法学教育支援ツールを法科大学院という組織レベルで導入するためにどのように取り組んできたか整理していくと、3つのポイントに分けることができた。

### 2.1. システムの運用ポリシーを決める

教育にICTを取り入れることに消極的なユーザーに、「教育に便利なシステムを開発したので授業で使いましょう」のような抽象的な目標設定では法科大学院という組織単位での利用を実現するのは難しい。そこで法学教育支援システムを組織単位で利活用することによって実現する理想を具体化した。一例を挙げると「学生自身がどこまで専門知識や専門技能を修得したのかを随時確認できるようにするための環境を構築する」

2011年3月18日受理

<sup>†</sup> Oriie TOMIZAKI<sup>†</sup>: The Introduction of the Educational Support System at the Organization Level aimed at Law School

<sup>\*1</sup> Graduate School of law, Nagoya University, Furou-chou, Chikusa-ku, Nagoya, 464-8601 Japan

である。さらにその理想を現実的なものにするために運用ポリシーを策定した。一例を挙げると、①シラバス情報はシラバスシステムにて公開し、印刷物では配布しない。②講義収録システムで収録するシステムは法律基本科目とする。③法律基本科目では、法的知識理解度確認システムを使い、どの程度理解しているか確認するといったことである。

このような具体的な運用ポリシーやルールを学務委員会や教授会レベルで共通の認識としておき、必ず実施する。共通認識する上で重要なのは、運用ポリシーやルールを守れば教員や学生の便益に結び付くことを関係者全員が理解できるようにすることである。また、実施レベルで肝要なのは、システムを導入したことによる業務量の増大や、学生や教員の手間を増やすようなサービス提供は避けることである。例えば、授業に関係した事務連絡はシステム上でのみ公開し、同じ内容を紙媒体で配布するといった二重のサービス提供は行わないことである。

## 2.2. 利用者へのアナウンスを徹底する

学生向けには入学手続きの際の2月と入学時の4月にガイダンスを実施している(2011年度入学者は84名)。入学手続きの際のガイダンスは、Web ページの閲覧、E-mail、MS-word や一太郎などの文書作成ソフトが使えるレベルのスキルは入学前に身につけるようアナウンスする。これに加え、入学手続き日から入学までの期間に行うシラバスシステムを利用した事前学習方法も説明する。

入学時のガイダンスでは、学生がパソコンを実際に使い実習を含めた説明を行う。説明の内容はインターネットへの接続、法律データベースへのアクセス、シラバスシステム、講義収録システム、法的知識理解度確認システムの利用方法、プリンタの使い方やセキュリティの説明に至るまでを行う。実際にパソコンを操作しながらの説明のため、このガイダンスは1日かけて行い、対象者全員(2011年度入学者は84名)を1つの講義室に集め実施している。

教員についてはというと、今まで積み上げてきた教育手法にICTツールをどのように取り入れたらいいのかわからないという印象だった。教員向けにはFDを行い、システムの操作方法だけでなく、予習・授業中・復習での利活用の仕方についても具体的に説明する(千葉ほか 2007)。12月にはシラバス改訂のための研修会を実施している。必要的記載事項の説明と記載の方式を統一するためにシラバス改訂マニュアルを示し

ている。

## 2.3. 利用環境を整える

教育支援システムを十分に利活用してもらうためには、学生が自習室と教室でパソコンを利用し、インターネットを常に利用できる環境が必要となる。

パソコンは学生全員に無料で持参させる制度とし、ネットワークはワイヤレスLANを提供した。電源は講義室、自習室の各机にコンセントを付け電気を供給できるようにしている。

パソコンやインターネットが安定的に利用できることはもちろんのこと、利用する場所の確保も重要である。

## 3. 検討事項

組織レベルで導入するために意識した3つのポイントは現場で実践しようとする様々な検討事項が出た。例えば、1つ目のポイントの「運用ポリシーを決める」において「シラバスシステム上で講義に関わる情報を全て掲載し提供する」と執行部レベルで決定できても、講義担当者全員や事務局が同意し、システム上に情報を提供してくれるのか懸念があった。この問題に対応するため、シラバスシステムを利用する教員と学生双方の利益があること、外部評価対策にもなることを強調し、協力の要請を教授会とFDで何度か行った。シラバスシステムにシラバス情報を入力しない教員には個別にお願いし、入力の手援助も行った。説得し協力してもらうまでにはそれなりの時間と労力がかかった。

2つ目のポイントの「利用者へのアナウンスを徹底する」ためには、教員には数回FDを行い、学生向けにはガイダンスや講習会を実施した。

教員向けのFDは実施するタイミングも重要である。教員が集まりやすい日程で、かつ授業準備を行う直前の時期を選んで行う。いつが良いのか調査の上、日程調整するため、時間と手間がかかる。学生向けのガイダンスは、ガイダンス実施期間に組み込むため、学務との調整が必要だった。

3つ目のポイントの「利用環境を整える」ためには、最低でもネットワーク環境や電源の整備と利用する場所を確保しなければならない。ネットワークと電源の整備工事を行うための費用確保が必要だった。パソコンを設備として整える余裕は無かったため、学生に自費で用意させることにしたが、経済的に余裕の無い学生はどうするのかの懸念はあった。

#### 4. 結 果

教育支援ツールを組織レベルで導入するための3つのポイントにより法学教育支援システムを法科大学院という組織単位で導入することができた。システム利用状況を紹介する。

##### 4.1. シラバスシステム

名古屋大学法科大学院で公開しているすべての開講科目(2010年度は128科目の掲載)の情報をシラバスシステムで公開している。1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容、課題、予習、復習および成績評価の基準と方法を掲載している。学生ユーザの利用の流れは次のとおりである。

##### 講義前

シラバスシステムの講義計画ページから講義内容と予習すべき内容を確認する。資料が掲載されていれば授業前にダウンロードしておき、目を通しておく。

##### 講義終了後

シラバスシステムの講義計画ページから復習の内容や課題の指示を確認する。講義に関する質問があれば掲示板ページを使って質問することも可能。お知らせページで科目担当教員からの連絡があれば確認する。

このように、シラバスシステムを中心にして予習、対面講義、復習というサイクルで講義が進められることにより、法科大学院で開講されている全授業科目に関するあらゆる情報の提供が実現した。法科大学院教育の性質上、近い分野で内容が重複する部分があるが、このような徹底した情報公開により、他の教員の担当する関連科目でどのような講義計画で講義がおこなわれているのかシラバスシステムで確認しながら自分の講義を進めることが可能になった。これにより授業内容の重複を避け、扱う内容に漏れがないようにし、全体として偏らないようにする調整を授業の見学や担当者間との打ち合わせ抜きで行える。他にも法科大学院では多くの講義で、研究者と実務家が連携してチームティーチングを行っており、学外の多忙な弁護士などの実務家と本格的な連携による講義を実施することが実現した。

##### 4.2. 講義収録システム

講義収録システム導入により、聞き落とした授業やもう一度聞きたいと思った授業内容を、学生の好きな時間に再生して何度も視聴できる環境を提供できた。教員と学生が対面しての聞き直しが減るので、教員と学生はその分の時間を有効活用できるという利点もあ

表1 講義収録システムのアクセス数

	2006年度	2007年度	2008年度
4月	1043	460	712
5月	1928	1761	1438
6月	1645	1794	1176
7月	1841	1976	1691
8月	606	181	1544
9月	39	56	24
10月	1071	1651	1149
11月	1425	1399	1758
12月	1442	1569	13920
1月	1826	1076	88959
2月	814	347	35916
3月	177	51	209

る(富崎・千葉 2009)。

講義を収録しているのは「法律基本科目」と呼ばれる基礎・応用能力を身につけるために必要な基本科目で、1年生対象の13の必修科目の講義を収録している。利用対象者は年平均約60名である。2006年4月～2009年3月の3年間、収録した動画ファイルにアクセスし再生したアクセス数を表1にまとめた。表1から読み取れるのは、

- ①前期は4月～7月。後期は10月～1月。講義期間中にアクセスしている学生が多いことから、授業の復習目的で利用されていることがわかる。
- ②期末試験については、前期は7月、後期は1月に実施しているが、定期試験がある月にアクセス数が著しく多くなるので試験対策にも利用されていることがわかる。
- ③2008年度については、試験後の8月・2月にも多くのアクセス数があり、期末試験後も復習のために利用されていることを示している。

##### 4.3. 法的知識理解度確認システム

択一試験方式による法的知識や理解度の確認を行うシステムである(図1)。

ある程度講義を進めた後に、関連分野のテストを法的知識理解度確認システムで実施すれば学生の理解度を確認できる。対面講義の改善と高度化が可能となり、教員相互で教育方法の改善について協議し、カリキュラムの設計変更ができることをFDなどで提案したと

問題	配点
<p>問:1 共有者の一人が死亡し、相続人の不存在が確定し、清算手続きが終了した場合、その共有持分は他の共有者に帰属するとの見解(甲説)と、特別縁故者に対する財産分与の対象となり、この分与がされない場合に初めて他の共有者に帰属するとの見解(乙説)がある。共有関係は、完全な財産権が他の共有持分によって制約されているにすぎず、共有者間には、当該共有財産に関し相互連帯的な特別関係があるといえるとの記述は、甲説の説明又は根拠に親しむ。            回答: ○○ ○×            マモ:</p>	1点
<p>問:2 共有者の一人が死亡し、相続人の不存在が確定し、清算手続きが終了した場合、その共有持分は他の共有者に帰属するとの見解(甲説)と、特別縁故者に対する財産分与の対象となり、この分与がされない場合に初めて他の共有者に帰属するとの見解(乙説)がある。特別縁故者に対する財産分与の制度は、遺贈又は死因贈与の制度の補完であるとの記述は、甲説の説明又は根拠に親しむ。</p>	1点

図 1 法的知識理解度確認システム

ころ、2010年度の利用は表2であった。

1年次必修科目の民法基礎Ⅰ～Ⅴ、2年次必修科目の民法演習Ⅱ、3年次選択科目の総合問題研究(民法法)は民法系の科目で同じ分野である。民法基礎Ⅰ～Ⅴは、主に復習で利用しており成績は個別指導の資料になっている。民法演習Ⅱは、理解の得意・不得意を確認させるために利用しており、民法のどの分野でも理解度を一定にさせる狙いがある。総合問題研究は、新司法試験受験の準備がどの程度できているか、学生に自己確認させる目的で利用している。

ほかにも、法学教育支援システムで実施した試験の解答データを元に講義の設計や扱う内容の調整が行われている。

## 5. ま と め

これまで述べたような3つのポイントはそれなりのエネルギーと時間を要するが、手間をかけた分、良い教育環境を提供できると実感した。法学教育支援シ

表 2 2010年度 法的知識理解度確認システムの利用

科目名 クラス	対象 年次	実施 回数	正解率 %	目的
民法基礎ⅠA	1	7	99	復習で 利用  理解度 の確認
民法基礎ⅠB	1	7	90	
民法基礎ⅡA	1	8	87	
民法基礎ⅡB	1	8	90	
民法基礎ⅢA	1	3	98	
民法基礎ⅢB	1	3	98	
民法基礎ⅣA	1	5	94	
民法基礎ⅣB	1	5	94	
民法基礎ⅤA	1	6	93	
民法基礎ⅤB	1	6	97	
民法演習ⅡC	2	4	80	得意・ 不得意 の確認
民法演習ⅡD	2	4	72	
民法演習ⅡE	2	4	66	
総合問題研究 (民法法)	3	1	59	本試験 準備

テムを法科大学院という組織単位で導入することに成功したので、このシステムを活用する教育方法をさらに追究し、新司法試験合格につながるようにしていくことが今後の課題であると考えている。

## 参 考 文 献

- 千葉恵美子, 富崎おり江, 鈴木慎太郎, 伊藤榮寿, 松浦好治 (2007) 法科大学院教育と ICT を活用した Faculty Development (FD) 活動. 名古屋高等教育研究, (7): 19-37
- 富崎おり江, 千葉恵美子 (2009) 法科大学院教育におけるインデックス付講義収録システムの利用と評価. 日本教育工学会 第25回全国大会講演論文集: 599-600

(Received March 18, 2011)